

平成31年度地域活動振興事業計画

1 推進方針

人口減少と高齢化が加速化する中で、地域コミュニティの希薄化やライフスタイルの多様化などにより、福祉、環境、防災、防犯、子育てなどで様々な社会的課題が生じてきている。また、近年では大雨災害や地震災害が多く発生する傾向にあり、被災者支援を行うボランティアの役割が高まってきている。

各地域では、住民・ボランティア団体やNPO団体などにより、安全で安心して暮らせる環境づくりや住み良い街づくりに向けた取り組みが進められているが、さらに道内全域への展開を図るためには、行政や企業などとの連携・協働の下、個々の地域ニーズに対処する活動が重要となってきた。

本年度の事業推進にあたっては、市町村賛助会員との連携を高めるとともにその他市町村との情報交流等を図りながらボランティア活動や地域づくり活動団体への助成を行う。また、市町村地方創生事業や地区社会福祉協議会事業、NPO中間支援団体事業などについての地域情報の収集・発信に努めるとともに、特色ある地域活動やコミュニティ再生への取り組みを支援するための協会発信型事業に取り組む。

「北海道立市民活動促進センター」については、引き続き指定管理者として多くの道民が訪れる利便性の高いセンター運営に努めるとともに、全道の総合的な拠点施設となるよう道内の市民活動中間支援組織との連携を深め、相談事業の充実や全道地域で開催する人材育成のための学習機会の提供、様々な地域づくり活動団体を支援するための情報提供の強化などに積極的に取り組む。

2 公益目的事業1（協会事業）

（1）普及・啓発事業

① 環境美化運動の推進

環境の保全・美化や資源回収・再利用を図るため「北海道クリーン作戦」を北海道、市町村、関係団体、企業等と連携して全道的に展開するとともに、協会が実施する環境美化意識とモラルの向上を図る街頭啓発活動は、「北海道空き缶等の散乱防止に関する条例」と連動して行う。

② 地域活動団体の表彰・道民大会等の開催

地域の様々な課題に対して独自の発想・手法により地域づくり活動を実践している市民活動団体、企業、児童生徒等の中から、他の模範として認められる優れた取組を表彰するほか、道民大会等の開催により地域活動団体の活動事例報告や研修等を通して交流を促進し、道内における地域活動の普及・発展を図る。

(2) 地域活動情報提供事業

協会活動を始め道内外の様々な地域活動に関わる情報を効果的に発信するため、関連団体等リンク先の充実や様々な活動内容を写真等で分かりやすく紹介するなど、利用者の視点に立った見やすく・利用しやすい協会ホームページの運用に取り組みとともに、ボランティアの募集情報や団体の活動概要を分野別・地域別に検索できる「ボランティア情報提供システム」の運営と利用向上に努める。

機関誌「北海道地域活動だより」については、道内の市民活動中間支援団体と連携して掲載内容の充実を図り、賛助会員（市町村・社会福祉協議会・企業・個人など）に情報提供を行うとともに、メール配信により随時、協会活動や地域活動に関する情報を提供する。

(3) 地域活動団体協働・連携事業

市民活動中間支援団体との意見交換等の機会を設け協働・連携を図るとともに、道内各地域における地域活動状況などの情報発信を協働・連携して取り進むほか、環境問題、青少年の健全育成、男女共同参画社会、交通安全、社会福祉の向上等の推進に努めている全道団体と連携し、相互に事業協賛を行うなどして地域活動の相乗的な推進を図るとともに、北海道や教育関係団体を取り進む表彰事業等に協賛・後援し、地域づくり活動の促進を図る。

全国地域の活動団体や行政・企業と連携して、安全で安心な真に豊かな社会を構築する活動を推進する（公財）あしたの日本を創る協会と連携し、道内の地域づくり活動を進める。

また、ボランティア募集情報を広く提供するため、新聞社の協力により、毎週「善意のボランティア」欄を掲載し、ボランティア活動のマッチングを進めるとともに、ボランティア愛ランド北海道への支援を行う。

(4) 地域活動支援事業

市民・行政と地域活動団体が協働する社会づくりに向け、道内におけるボランティア団体や地域づくり活動団体等が実施する事業に対して助成を行う。

① まちづくり推進活動への支援

地域活動団体と行政とのパートナーシップにより、地域に埋もれている素材を核とした地域活性化に資するまちづくり事業などの地域活動に対して助成する。

② ボランティア活動への支援

地域社会を支えるボランティア活動者の育成と意識の向上を図るため、地域に密着したボランティア活動に対して広く助成する。

(5) コミュニティ再生事業

少子高齢化、過疎化の進展などに対応する地域づくりや大規模地震災害、異常気象災害などの防災・減災に向けた地域づくりへの意識の高まりによって、道内においてもコミュニティの維持・再生の必要性が強く見直されている。協会の自主的な発信型事業として、様々な分野において地方創生事業と関連する取組みや協働による地域課題の解決に向けた取組を行う活動団体との共催事業、コミュニティづくりを担う人材の育成事業に取り組む。

3 公益目的事業2（道立市民活動促進センター事業）

(1) 情報提供事業

道民が市民活動に参加したり、運営に携わる時などに必要な情報を、いつでも・どこでも・誰でも気軽に活用できるよう、情報収集・提供体制を整備し、市民活動に対する道民の理解と市民活動の円滑な推進を図るため次の事業を行う。

北海道市民活動促進条例
※抜粋
第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動・・・

① 市民活動促進センターホームページでの情報の発信及び収集

ア 市民活動の紹介・啓発関係の配信

イ 北海道市民活動団体情報提供システムの管理運営

- ・道内の特定非営利活動法人の事業報告書等（PDF ファイル）の掲載
- ・内閣府ポータルサイトへのデータ登録

ウ 市民活動団体に対する利用案内

エ イベント、セミナー、助成金、ボランティア情報等の提供

オ 調査研究事業など他の業務で収集した市民活動の事例を紹介

- カ 図書リストの閲覧及び新着図書等の紹介
- キ センターが発行する情報紙の閲覧
- ② 情報ネットワークシステムの運用
- ③ Eメールによる市民活動情報の配信
- ④ 市民活動促進センター情報誌「市民活動情報」の発行、配布
- ⑤ 市民活動団体等のニュースレターの掲示及びファイリング、市町村広報誌のファイリング及び閲覧
- ⑥ 市民活動促進センター情報コーナーの運用

(2) 相談事業

NPOなどの市民活動を総合的に推進するため、市民活動に関する道民や市民活動団体からの相談を幅広く受け付け、市民活動に対する道民の理解と市民活動団体の円滑な運営を図る。

(3) 学習機会の提供に関する業務

市民活動に関心のある人を対象に、市民活動への参加のきっかけづくり、市民活動の基礎的知識の習得や市民活動の実例に触れる講座を開催するとともに、市民活動団体の育成と市民活動の促進に資するため、市民活動団体と協力した講座も開催するなど市民活動に関する学習機会を提供する。

① NPO法人設立基礎講座

コミュニティづくりやボランティア活動、NPOなどの市民活動に関心のある方、特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を考えている人を対象に、NPOとNPO法人の基礎知識、NPO法人設立に必要な手続き及び書類作成に関する知識の習得を図ることを目的に実施します。

② 公募企画講座

市民活動団体が自主的に企画する講座等の運営を支援するとともに、講座に参加する一般市民の市民活動に関する基礎的知識の取得や市民活動への参加意識の向上に資することを目的に開催する。

③ 市民活動ステップアップ講座

少子高齢化により、過疎化や地域の人口構成の変化に伴い、行政だけでは対応が難しい、子育て、高齢者、環境保全の取組みなど様々なことが課題となっております。

これらの解決に向けては、市民と行政・企業とが協働して取り組むことが重要であることから、道内各地で市民活動を加速する事を目的とした視点で開催する。

(4) 人材の育成に関する業務

市民活動の促進を図るため、中間支援組織スタッフを対象として、市民活動全般に対する知識、経験を有する者（市民活動推進アドバイザー）をセンター事業として育成し、地域の市民活動が直面する障害や課題の解決の役割を担っていただくと共に、中間支援組織が地域で開催する研修会等を支援し、センターの全道に対する拠点性の向上を図る。

① 市民活動推進アドバイザー

市民活動が円滑に、そして実りのあるものとして継続していくためには、一定の市民活動経験と組織運営に必要なマネジメントに関する知識など各種スキルを有する者が必要であることから、道内各地にある市民活動中間支援センターの関係者を市民活動推進アドバイザーに委嘱し、市民活動の全道的な促進を図る。

また、市民活動推進アドバイザーのスキルアップを図るため「②中間支援組織研修会」への参加経費を支援する。

② 中間支援組織研修会

地域の市民活動を促進することを目的として委嘱する市民活動推進アドバイザーや中間支援組織スタッフを対象に、NPOの基礎や実務、組織マネジメントの研修会を開催し、スタッフ等の能力の向上を図る。

なお、研修会は年間を通じたプログラムにより人材育成に取り組む。

③ 中間支援組織支援

市民活動推進アドバイザーを委嘱した中間支援センターと連携を密にするため、中間支援センターが開催する研修会等に対し、講師謝金等経費の一部を負担するなど支援する。

(5) 調査研究事業

市民活動の参考となるような特色を有する団体の情報を取りまとめることにより、今後の北海道の市民活動を一層促進し、併せて一般市民の市民活動に関する意識啓発に役立てるため、道内で活躍する市民活動団体のレポートを編纂する。

(6) センター利用者との意見交換会の開催

センターの利用向上を図るため、またその運営が開かれたものである必要があることから、市民活動促進センターの利用者から意見を聞き運営に生かします。

(7) 施設利用業務

利用者に対する適切・丁寧で迅速な対応、障がい者や高齢者への配慮、AED（自動体外除細動器）の設置など、道民の誰もが安心して、利用しやすい効果的な施設運営を行う。

なお、利用者代表からの意見聴取、利用者アンケートなどを行い、必要な運営改善に努める。

① 開館日及び開館時間

開館日：年末年始を除く日

北海道立道民活動センター（かでのる2・7）休館日

開館時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時

② 各コーナーの利用及び備品等の貸出

ア 交流・研修コーナー：予約コーナー（5）、フリーコーナー（2）を設置

イ 情報提供コーナー：市民活動団体の情報検索、図書・ビデオの貸出

ウ 資料展示コーナー：道内各市町村自治体の広報誌市民活動団体のニュースレター、助成金情報などの閲覧

エ 相談・受付コーナー：来所による相談及び電話、FAX、Eメールなどによる相談の受付対応

オ 作業室：印刷機、丁合機、コピー機など印刷製本の機器の予約貸出

カ ロ ッ カ ー：印刷用紙や講座、研修等の資料の一時保管のため貸出

利用料金（有料機器）
・複写機：1枚につき 10円
・印刷機：原稿1枚につき 50円（製版代） 印刷枚数1枚につき 0.2円（インク代）
・カラープリンター：A4判1枚につき 20円 A3判1枚につき 30円